



保育園のしおり



(重要事項説明書)

2024年度

更新：令和6年3月11日



社会福祉法人 三樹会

ゆめの森保育園

〒135-0004 東京都江東区森下 1-2-2

電話：03-6666-9088

FAX：03-6666-9098

目次

| | |
|------------------------------------|------|
| I. ゆめの森保育園 運営について | |
| 1. 施設運営者 | 1 |
| 2. 施設の目的及び運営の方針 | 1 |
| 3. 提供する保育の内容 | 1 |
| 4. 職員の職種、員数及び職務の内容 | 2 |
| 5. 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日 | 3 |
| 6. 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額 | 3 |
| 7. 園児定員数 | 3 |
| 8. 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項 | 4 |
| 9. 緊急時等における対応方法 | 5 |
| 10. 非常災害対策 | 6 |
| 11. 虐待防止のための措置に関する事項 | 11 |
| 12. その他保育施設の運営に関する重要事項 | 12 |
| II. 法人・保育の理念、保育方針 | |
| 1. 法人の理念 | 14 |
| 2. 保育の理念 | 14 |
| 3. 保育方針 | 15 |
| III. 保育の方法と目標 | |
| 1. 保育方針における保育方法 | 16 |
| 2. 年齢の保育目標 | 16 |
| IV. ゆめの森保育園の一日 | |
| 1. 1日の流れ | 18 |
| V. 保育園生活 | |
| 1. 登園降園について | 19 |
| 2. 登降園の方法の留意点 | 19 |
| 3. 保護者の入室を控えていただくとき | 19 |
| 4. 送迎方法 | 19 |
| 5. 私物管理について | 20 |
| 6. 登園降園の手順 | 20 |
| 7. 服装について | 20 |
| 8. 生活習慣について | 20 |
| 9. 正課教室 | 20 |
| 10. 持ち物 | 21 |
| 11. 保護者との連携 | 24 |
| 12. 家庭状況に変更があった時 | 25 |
| 13. 給食について | 26 |
| 14. 食物アレルギーについて | 27 |
| VI. ほけんについて | |
| 1. 持病について | 28 |
| 2. 体調不良のときは | 28 |
| 3. 感染症について | 29 |
| 4. 薬について | 30 |
| 5. 保育園での健康管理 | 31 |
| 6. 保育中のけがについて | 31 |
| 7. 感染症の登園基準 | 32 |
| VII. 個人情報保護 | |
| 1. 個人情報の取り扱いについて | 35 |
| 2. その他 | 35 |
| 3. 人権尊重 | 35 |
| VIII. ご意見・ご相談・ご要望対応窓口の設置 | 38 |
| 別紙 | |
| ○「登園届」と「意見書」 | 巻末添付 |
| ○「与薬連絡票」 | 巻末添付 |

1. ゆめの森保育園 運営について

このしおりは、これからの園生活に関わる重要なことが書かれています。在園中は大切に保管してください。尚、内容に変更がある場合は速やかに変更内容をお知らせ致します。

1. 施設運営者

| | |
|---------|-----------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人三樹会 |
| 所 在 地 | 埼玉県さいたま市南区鹿手袋 4-17-22 |
| 電 話 番 号 | 048-829-7750 |

2. 施設の目的及び運営の方針

| | |
|-----------|---|
| 施 設 の 目 的 | 児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行う。 |
| 運 営 方 針 | 1. やさしく思いやりのある子 2. 考える子 3. 元気いっぱい遊べる子 の三原則を柱とし、個々の発達や年齢に応じた保育を行うよう心がけ、子どもたちの主体性・自主性を育てるため、異年齢児保育を取り入れ、健康で活動的な明るい子どもたちを育成します。そして、保護者が安心して子どもを預けることの出来る保育園、子どもが喜んで登園する保育園、保育者も楽しんで保育にあたる保育園を目指します。 |

3. 提供する保育の内容

| | |
|------------|--|
| 名 称 | ゆめの森保育園 |
| 所 在 地 | 江東区森下 1-2-2 |
| 電 話 番 号 | 03-6666-9088 |
| 認 可 年 月 日 | 平成 30 年 3 月 20 日 |
| 職 員 数 | 21 人 |
| 取扱う保育事業の種類 | 乳幼児の保育（定員 61 名） 0 歳児保育の実施 産休明け保育の実施 延長保育 緊急一時保育 要支援児保育 |
| 規 模 | 総面積 392.92 m ² |
| 園 舎 構 造 | 鉄骨造 4 階 |

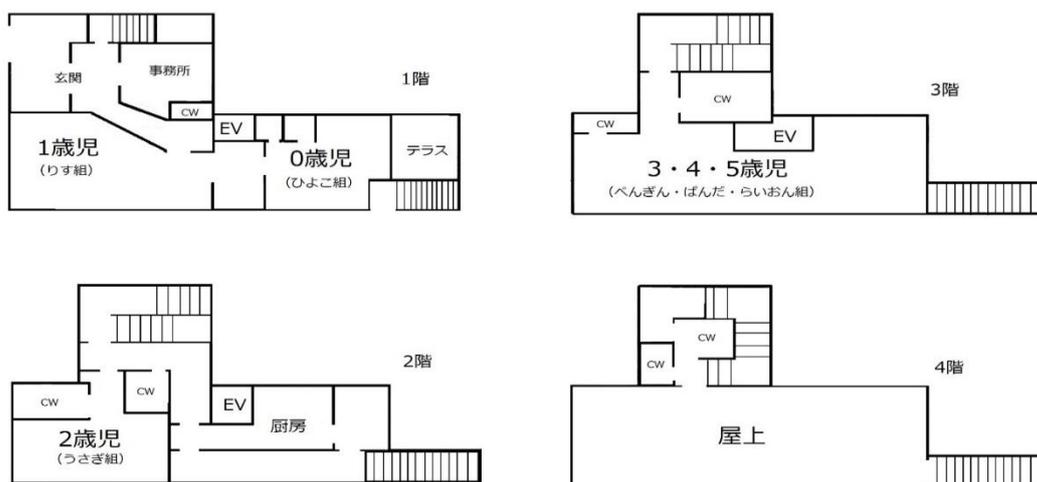


図. 園舎マップ

4. 職員の職種、員数及び職務の内容

※年度により、職種・員数に変更があります。

| 職 種 | 員 数 | 職務の内容 |
|--------|-----|---|
| 施設長 | 1人 | 保育の質の向上，職員の資質向上に取り組むとともに，職員の管理業務をする。 |
| 主任保育士 | 1人 | 施設長，副施設長の補佐とともに，計画の立案，保護者からの育児相談，地域子育て支援活動及び保育内容について統括する。 |
| 副主任保育士 | 1人 | 主任保育士不在時の保育士間の業務調整，保育向上のための技術指導等を行う。 |
| 保育士 | 8人 | 保育計画の立案と計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り，充実した活動ができる保育を行う。（入園児の保育業務と連絡調整，遊具の安全点検，園内環境整備） |
| 保育補助 | 4人 | 保育業務補助，園内環境整備等を行う。 |
| 看護師 | 1人 | 園児の保健衛生業務，保育室の衛生管理，園児及び職員の健康管理業務，保育業務を行う。 |
| 栄養士 | 1人 | 子どもの発達段階に応じた離乳食，乳幼児食，幼児食にかかる献立作成，全園児の食育を行う。 （献立作成，アレルギー食品対策，食育，給食調理業務，給食室の安全・衛生管理，炊具食器の整備保管管理） |
| 調理員 | 2人 | 給食調理業務，給食室の安全・衛生管理，炊具食器の整備保管 |
| 事 務 | 1人 | 園の運営管理に必要な事務処理，計画事務，経理事務及び雑務を行う。 |
| 嘱託医 | 2人 | 全園児の健康診断，園児及び職員の健康相談，園舎の衛生管理に関する助言指導（内科・歯科） |

5. 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

| | | |
|---------------|------------|---|
| 開 所 日 | 月曜日から土曜日まで | |
| 開園時間 (月～土) | 標準時間 | 7時30分から18時30分まで |
| | | 延長保育は、18時30分から20時30分まで |
| | 短時間 | 9時00分から17時00分まで |
| | | 延長保育は、7時30分から9時00分、 17時00分から20時30分まで |

※ スポット延長保育のみ利用可

※ 月極め延長保育の対象年齢は、満1歳以上

| | |
|-----|---|
| 休園日 | 年末年始（12月29日から1月3日まで）・日曜・祝日 悪性伝染病・天災・その他やむを得ない事情で保育が困難と認められた時 |
|-----|---|

6. 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

| 諸費名目 | 金額 | |
|-------|-----------------------------------|---|
| 通常保育料 | 江東区が規則で定める金額を江東区にお支払いいただきます。 | |
| 延長保育 | 月極 | 江東区が規則で定める金額を当園にお支払いいただきます。 ※ 区の定めた階層により異なります。 |
| | スポット | 200円 / 20分 |
| | 夕食 (希望制) | 400円 / 1食 |
| | 補食 | 無料 / 1食 |
| 保険料 | 210円 / 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済：負担金 | |

※ 20:31を超えた場合は、30分毎に3,000円の追加料金を頂きます。

7. 園児定員数

| 年齢 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|
| 組名 | ひよこ | りす | うさぎ | ぺんぎん | ぱんだ | らいおん | |
| 定員 | 6人 | 11人 | 11人 | 11人 | 11人 | 11人 | 61人 |

※入所対象児・・・生後57日から就学前まで

8. 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

| 事 項 | 内 容 | | | | | | |
|---------------------|--|-----------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 利用開始について | お住まいの市区町村の利用調整結果に基づいた、支給認定書が必要となります。 | | | | | | |
| 利用終了について | <ul style="list-style-type: none"> ・2号, 3号認定に該当しなくなったとき (卒園を含む) ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると区が認めたとき ・その他, 利用継続の重大な支障又は困難が生じ, 区との協議により, 区の了承を得たとき | | | | | | |
| 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合 | 当日に欠席の連絡をする場合または登園が遅れる場合は, その日の9時までに, コドモンまたはお電話にてご連絡ください。9時以降はお電話にてご連絡をお願いします。 | | | | | | |
| お迎えが遅れる場合 | 18時30分以降のお迎えになる場合は, 原則としてスポットの延長保育扱いとなります。 | | | | | | |
| 毎朝の体温等の確認 | 登園前に必ず体温や健康状態などの確認を行って, 職員にお伝えください。 薬を自宅で内服して登園するときは, 職員にお伝えください。 | | | | | | |
| 感染症について | 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って予防や対応を行います。 ※ P28 参照 ※ 「意見書」別紙添付 | | | | | | |
| 投薬について | 医療行為に当たる為, 原則として行いません。但し, 医師の処方を受けた薬に限り, 医師の指示書に基づき行うことができます。必要がある場合は個別にご相談させていただきます。 ※P30「薬について」を参照 | | | | | | |
| 延長保育が必要な場合 | <p>(月極延長保育の申請)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 園に提出: 「延長保育申請・変更届」※前月20日までに提出。 ② 園から通知: ①の書類を受けて「延長保育(承認・承認)通知書」の通知。 <p>(スポット延長保育の申請)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 園に提出: 「時間外保育 申込書」(事前提出) ※利用が予想された時点で提出可能です。 <p>(利用する日の申し込み方法)</p> <p>月極延長保育・スポット延長保育の利用予定者は, 利用予定がある当日の朝までに, 園の玄関に設置されている「延長・土曜利用予定表」にご記入ください。急なご利用の方は, 下記時間までにご連絡ください。</p> <p>(利用申し込み・キャンセルの期日)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">延長保育の申込み・キャンセルは</td> <td>18時30分まで。</td> </tr> <tr> <td>補食の申込み・キャンセルは</td> <td>18時30分まで。</td> </tr> <tr> <td>夕食の申込み・キャンセルは</td> <td>10時00分まで。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記の時間までに連絡をお願いします。</p> <p>※夕食をご利用の方は, わかり次第お早めにお申込みください。 ※当日の申し込みは, コドモンでは行わず電話連絡をしてください。 ※補食, 夕食の申し込みの時間が過ぎた場合, 原則提供はできません。</p> | 延長保育の申込み・キャンセルは | 18時30分まで。 | 補食の申込み・キャンセルは | 18時30分まで。 | 夕食の申込み・キャンセルは | 10時00分まで。 |
| 延長保育の申込み・キャンセルは | 18時30分まで。 | | | | | | |
| 補食の申込み・キャンセルは | 18時30分まで。 | | | | | | |
| 夕食の申込み・キャンセルは | 10時00分まで。 | | | | | | |
| 土曜日保育について | 利用の方は当週の木曜日13:00までに「延長・土曜利用予定表」にご記入ください。それ以降で必要となったときは職員まで申出てください。土曜日保育の利用者がいない日は閉所となります。 緊急に保育が必要となったときは, 園の緊急用携帯電話に連絡をしてください。 | | | | | | |

緊急時等における対応方法

保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 医療機関（囑託医）

（小児科） 医療法人 渡辺こどもクリニック 渡辺 修一郎 医師

所在地：江東区森下 2-20-12 フォーレドサンテ 201

電 話：03-5625-2565

（歯 科） 住吉ミモザ歯科 田仲 眞理 医師

所在地：江東区猿江 1-3-7 パークノヴァ猿江恩賜公園 101

電 話：03-6659-2692

(2) 消防・警察など公共機関

| | |
|---------|---|
| 消防署（救急） | 管轄消防署名 深川消防署 所在地：東京都江東区木場 3 丁目 18-10 |
| 警 察 署 | 管轄警察署名 深川警察署 所在地：東京都江東区木場 3 丁目 18-6 |

9. 非常災害対策

災害や事故の発生時に保育の継続・可否の判断や保育中断から早期復旧再開ができるよう業務継続計画（BCP）を策定し、「保育安全計画」に基づき、定期的な避難訓練や不審者の侵入防止などの訓練を行っています。

緊急時の安全確保のため、防犯・防災用品を常備し、いつでも使えるようにしています。また、日頃から職員の役割を明確にし、関係機関とも連絡をとっています。

| | |
|-------------------|---|
| 消防計画作成 (変更)届出書 | 深川消防署 平成30年3月12日届出 防火管理者 |
| 避難訓練 | 計画に沿って火災及び地震等を想定した避難訓練(月1回)を実施します。保護者の方に園児を引き渡す訓練も行います。 |
| 防犯対策 | 玄関の開閉オートロックを行っています。 不審者を想定した防犯訓練を計画に沿って実施します。 |
| 防災設備 | 自動火災報知機, 煙探知器, 誘導灯, 消火器 その他(カーテン, 敷物, 建具等の防災処理) ※ 各種施設設備は法定の点検を実施します。 |
| 避難場所 | 第1避難場所・・・ゆめの森保育園 第2避難場所・・・八名川小学校 広域避難場所・・・清澄庭園(一帯) 洪水避難場所・・・八名川小学校 |

(1) 災害時連絡方法

- ◇ 災害伝言ダイヤル(園の固定又は携帯電話使用)
- ◇ コドモン

(2) 緊急時の保育について

- ◇ 園内での保育の場合は担任, 責任者を含む複数の保育士にてお迎えまで保育を行います。
- ◇ 園外での避難の場合は担当保育士複数名, 責任者にてお迎えまで保育を行います。
- ◇ 給食が提供できない場合は, 備蓄食を提供することもあります。

(3) 緊急時の引き取りについて

- ◇ 災害時は, 速やかにお子さんをご家庭にお返すこととなります。日頃からお家庭での役割分担など, 非常時について話し合っておいてください。
- ◇ 避難時は避難場所を園に掲示します。電話が通じないことも予想されますので, テレビ, 広報車, サイレン等で情報を得ましたら, すぐに迎えに来てください。
- ◇ 大規模地震発生時にはコドモンとNTTの「災害伝言ダイヤル」番号「171」を利用します。

(4) 災害時や不審者への備え

- ◇ セキュリティシステム・火災通報装置・AED等を設置し、安全が確保できるような体制を整えています。
- ◇ 随時、事故情報、不審者情報、感染症情報等をお知らせし、安全管理に努めています。
- ◇ 不測の事態に備えて、消防署、警察署の指導を受け、定期的に避難訓練（地震、火災、水害）、不審者対応訓練などを行っています。
- ◇ 非常持ち出し袋を用意し、救急用品や情報を受けるラジオなどを備えています。
- ◇ 大きな災害、事故があった時は、子どもの精神的なフォローを保護者の皆様と一緒にしています。
- ◇ 備蓄品として在園児分の食べ物と水を3食3日分程度備えています。

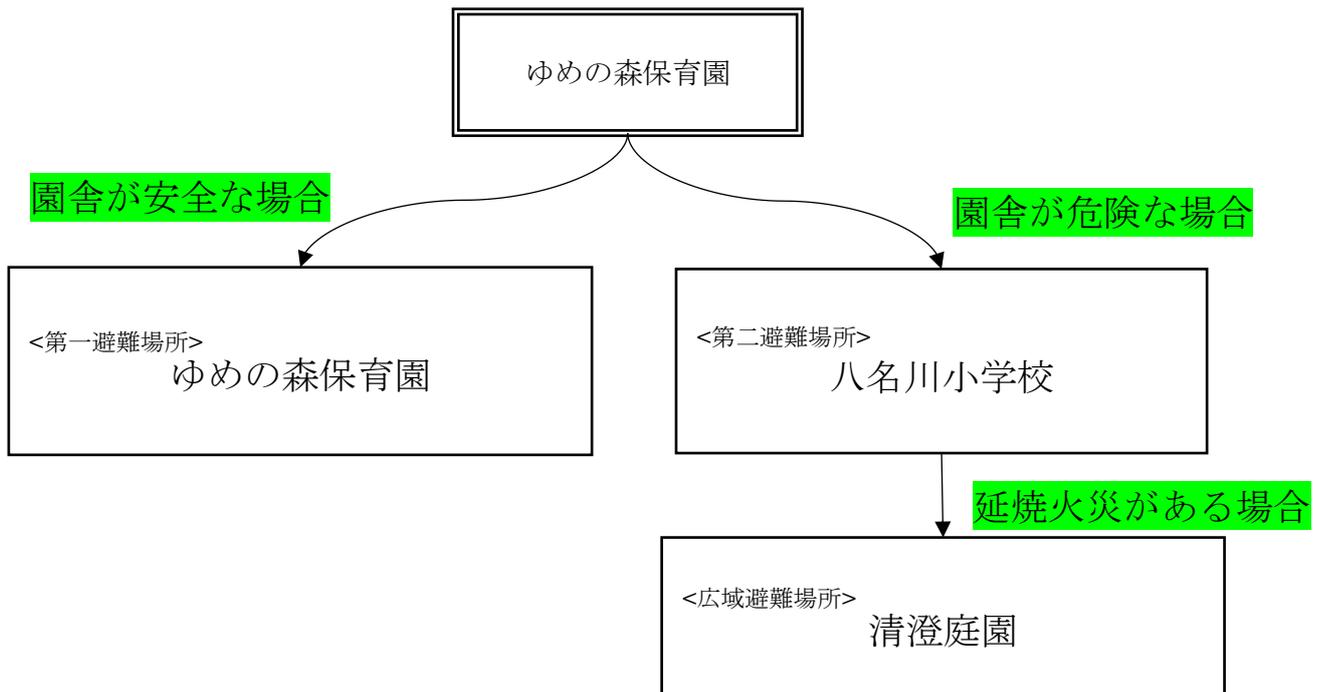
保育園では防災対策に万全を期しておりますが、保護者の方も、お子さんの生命を守るため、以下のご協力をお願いします。

- ◇ 園で行う避難訓練に積極的に参加する。
- ◇ 園の定めた避難経路、避難場所をよく覚えておく。
- ◇ 緊急時の連絡先を園に届けておく。
- ◇ 緊急時のお迎え者を決めておく。
- ◇ コドモンへの登録とお知らせの設定。



(5) 地震の時の対応

—避難するとき—



(6) 水害の恐れがある時の対応

発令される避難情報

警戒レベル3
避難準備・高齢者等避難開始

警戒レベル4
全員避難

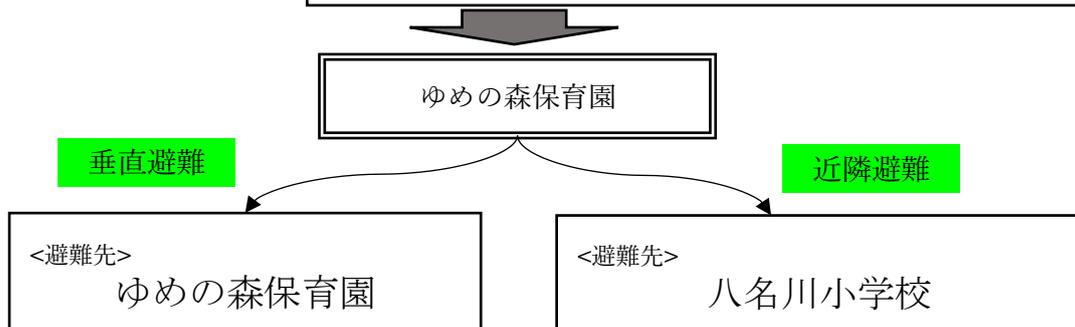
警戒レベル5
緊急避難

避難行動

保育（こども）園児（要配慮者※）とその支援者は避難を開始
避難に時間を要する人（高齢の方，障害のある方，乳幼児等）とその支援者。その他の人は，避難の準備。

速やかに避難場所へ避難
公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は，近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難。

既に災害が発生している状況
避難していない人は，緊急に避難場所へ避難。
公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は，近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難。
命を守るための最善の行動をとりましょう。



(7) 避難経路



速やかにお迎えをお願いします

- ◇ 園の掲示で避難先等を確認してから行動しましょう。
- ◇ 避難順路を追って子どもの引き取りに向ってください。
- ◇ 夜になっても引き取りのないお子さんの安全を確保するため、応急保育を行います。
- ◇ 火災発生時は延焼のない方向へ避難するので、この避難経路を通らない場合もあります。
- ◇ 近隣や併設の建物が火災にあった場合は、避難する場合があります。

| | |
|---------------------------------------|---|
| <p><外部避難時連絡先></p> <p>園の携帯電話</p> | <p>※緊急時のみご使用ください。 ※電話連絡は混乱が予想されますので、できるだけ使用は避けてください。</p> |
|---------------------------------------|---|

(8) 風水害・土砂災害等の警戒宣言が発令された場合

① 午前6時時点で発令中 又は午前6時から開園時刻までに発令された場合

| | |
|---------------------------|--|
| 警戒レベル3 (避難準備・高齢者等避難開始) | 《休 園》 区と協議の上、保育園から連絡します ※就労でやむを得ず保育が必要な子どもは災害状況を確認した後、可能な範囲で応急保育を行います。 |
| 警戒レベル4 (全員避難) | |
| 警戒レベル5 (災害発生情報) | |

② 開園中に発令された場合

| | |
|---------------------------|---|
| 警戒レベル3 (避難準備・高齢者等避難開始) | 《家庭保育の推奨》 ●避難を開始します。但し園内が安全と判断した場合は、園内の安全な場所に避難します。 ●コドモン、電話、171等で保護者に状況を伝え、速やかなお迎えを依頼します。 ●園児引き渡しを行います。 ※保護者は各自情報を収集し、直ちに速やかなお迎えをお願いします。就労でやむを得ず保育が必要な子どもは、お迎えまで応急保育を行います。 |
| 警戒レベル4 (全員避難) | |
| 警戒レベル5 (災害発生情報) | |

(9) 園児の引き渡し方法

- ◇ 基本的に保護者の方にお子様を引き渡します。
- ◇ 保護者の方の引き取りが困難な場合「緊急連絡票」に登録された方にお子様を引き渡します。

警戒宣言が解除されたら、安全を確認したのち保育を再開します。給食の提供は体制が整うまで簡易給食での対応や実施を延長することがあります。



10. 虐待防止のための措置に関する事項

保育園では児童虐待防止法に基づき、虐待の発生予防をはじめ虐待の早期発見、子どもや家庭の支援と見守りに務めています。

- ◇ 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- ◇ 「児童虐待の防止等に関する法律（H19）」の第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- ◇ 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年研修に職員を派遣し、受講させています。

11. その他保育施設の運営に関する重要事項

(1) 年間予定

| | |
|--------|--|
| 春 | ・進級を祝う会 ☆入園式 ・子どもの日を祝う会 ・遠足（4・5歳児のみ） |
| 夏 | ・七夕 ★夏祭り ・プール開き ・プール納め ★引き取り訓練 |
| 秋 | ★運動会 ☆保育参観(保育参加) ☆個人面談 ・秋の遠足（3・4・5歳児のみ） |
| 冬 | ・クリスマス会 ・節分 ★お遊戯会 ・ひな祭り ★卒園式 ・お別れ会 |
| その他の行事 | ・0歳児内科健診（月1回）・1～5歳児内科健診（年2回）・歯科健診（年2回） ☆保護者会（年2回） ・誕生会（その子の誕生日にクラスで行います） |
| 毎月の行事 | ・身長体重測定 ・避難消火訓練 |

☆…保護者参加の行事

★…必ず親子で参加していただく行事

※ 保育見学・保育参観（保育参加）・個人面談は随時行うことができます。ご希望の方は、お申し出ください。

※ お遊戯会・運動会は会場の都合で変更になる場合があります。

(2) 食事の提供

◇ 集団給食施設届け出書を保健所に提出済みです。（平成30年4月2日）

◇ 全職員が毎月検便を行っています。

(3) 保護者会について

年に2回開催予定です。保育園からは保育の取り組み、行事やできごとについてお知らせします。また、保護者のご意見もいただく場としています。

(4) 健康診断について

| | |
|---------|--|
| 内 科 健 診 | 年2回嘱託医が健診します。健診の結果については、コドモンの成長の記録に記載します。 |
| 歯 科 検 診 | 年2回嘱託医が検診します。検診の結果については、コドモンの成長の記録に記載及び該当者の方に結果表をお渡しします。 |
| 身 体 測 定 | 毎月末身長・体重の測定を行います。結果については、コドモンの成長の記録に記載します。 |

当園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

| | |
|-------|---|
| 嘱 託 医 | (小児科) 医療法人 渡辺こどもクリニック 渡辺 修一郎 医師 所在地：江東区森下 2-20-12 フォーレドサンテ 201 電 話：03-5625-2565 |
| | (歯科) 住吉ミモザ歯科・矯正歯科 田仲 眞理 医師 所在地：江東区猿江 1-3-7 パークノヴァ猿江恩賜公園 101 電 話：03-6659-2692 |

(5) 嘱託医の所在地地図

《渡辺こどもクリニック》



《住吉ミモザ歯科・矯正歯科》



(6) 自己評価の内容

職員による保育内容等の自己評価を定期的実施し、保育向上に努めます。併せて保護者へのアンケートを行い、サービス内容の向上に努めます。

(7) 職員への研修の実施状況

職種、経験に基づき各自の仕事の専門性を高めるために法人研修・外部研修等全ての職員に実施します。

(8) 損害賠償保険への加入

| | |
|--------|----------------|
| 加入保険会社 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 保険の種類 | 園賠償責任保険 |

| | |
|--------|--------------------|
| 加入保険会社 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター |
| 保険の種類 | 災害共済給付制度 |

II. 法人・保育の理念、保育方針

1. 法人の理念

<子育てをしている保護者を支援して、子どもたちの健やかな自立を見守っていくことで地域の福祉に貢献する>

社会福祉法人三樹会は、多様な福祉サービスがその利用者(保護者)の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫し、利用者(子ども)が、個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、児童福祉法・児童憲章・子どもの権利条約に基づいた保育事業を行うことをめざします。

2. 保育の理念

(1) 園長理念

<子育てしている人たちが安心して園に集まり、地域も元気に楽しくなれるような園を目指す>

(2) 保育ルール

<子ども主体の保育を行うこと>

(3) 目指す子ども像

- ◇ 自分を大切にできる子ども
- ◇ 自分から考えて行動できる子ども
- ◇ 心と頭と身体のバランスがとれている子ども
- ◇ やさしくて強い心を持つ子ども
- ◇ 地球を慈しむ心を持つ子ども
- ◇ やり遂げる気持ちを大事にできる子ども

地域共同体として伝承されてきた文化に基づく子育ての環境は、時代が移り、生活様式が変わったのと同じように変化してきました。そうした社会の中で保育園のありようも変化を求められ長時間保育、子育て支援に重点が置かれるようになりました。しかし保育園が果たすべき役割、子どもたちの養護や援助といった本来の目的は見失われてはならないものです。

日々の活動にあたっては、子ども一人ひとりを大切にするために子どもが人的、物的環境と主体的に関わり、環境に内在する遊びを子ども自らが見つけ出し工夫して、伝承する保育を基本とします。こうした子ども主体の保育を援助し支え実現するためには「子どもと保育者が共に生活環境を創造する」ことが大切です。

保育園は、子どもと保護者と保育者が共に生きる生活の場です。ここで生活する人はお互いがお互いの「生活者モデル」となります。遊びを中心に生活者としての役割・仕事、一年を意味あるものにする行事など子どもの生活を演出し、子どもが子どもらしく大人が大人らしく生きるための創意工夫が日々の保育に醸し出されることで子どもたちの心と身体に「生きる力」「創造する力」を蓄えたいと願っています。

「生きる力」「創造する力」を働かせるためには、一人ひとりが自分を発揮できればなりません。自分を発揮するためには、人と人との関係も上手に作り上げなければなりません。「私は私。でも私は私たちの中の私。」自己を発揮しながら他と協調することができる、そうした調整機能を持った自我を育てることも保育園の大切な使命であると考えます。



3. 保育方針

やさしく思いやりのある子 考える子 元気いっぱい遊べる子
の三原則を柱とし、

- ◇ 保護者が安心して子どもを預けることのできる保育園
- ◇ 子どもが喜んで登園する保育園
- ◇ 保育者が楽しんで保育にあたる保育園

を目指します。

やさしく思いやりのある子

- ◇ 相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。
- ◇ 積極的に遊びや生活が出来るようにし、自主性や協調性といった社会生活の基礎となる態度を養う。

考える子

- ◇ 生活の中でことばでの興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。
- ◇ 自然の世界に多く触れ、豊かな体験を通して自分なりにものを見たり感じたり考えたりすることによって、豊かな感性と創造性を培う。
- ◇ 自然に対する知的興味や関心を育て、思考力・認識力を養い、科学的に観察する力を培う。

元気いっぱい遊べる子

- ◇ 歩く、走る、飛ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。
- ◇ 健康で十分な発育ができるよう薄着の習慣を身につける。
- ◇ 運動や休息、栄養をとり、規則正しい生活をおくり、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
- ◇ くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的に遊ぶ力を育む。

Ⅲ. 保育の方法と目標

1. 保育方針における保育方法

法人理念と保育所保育指針に即し、育みたい資質・能力を具体的にした保育目標を目指すためものとし以下の3つとします。

(やさしく思いやりのある子)

- ◇ 子ども一人一人の気持ちや思いに愛情深く共感的で受容的に応答し、子どもが多くの人に認められる経験を積み自己発揮ができる環境を整え、相手を信頼し互いに尊重しあえる生活を展開する保育。

(考える子)

- ◇ 子どもの興味関心に沿った計画的で直接的な経験が得られる環境を構成し、自然事象や文化、子ども集団の相互性を活かしながら、子どもの自発的で主体的な活動の展開を促す保育。

(元気いっぱい遊べる子)

- ◇ 子どもが安全で多様な経験が得られる安定した環境を構成し、保護者と連携を取りながら心身の健康保持と生活リズムを整え、室内外での活発で意欲的な活動を促す保育。

2. 年齢の保育目標

| | |
|------|--|
| 0 歳児 | 衛生で安全な環境の中で応答的な人との関わりを通して、生活リズムと大人への情緒的な絆を形成する。 |
| 1 歳児 | 安心できる保育者の応答的な関わりの中で、様々な事象に興味を持ち、自分でしてみようとする気持ちが芽生える。 |
| 2 歳児 | 基本的な生活習慣を身につけながら、自分の意志や要求を自分なりに表現する。 |
| 3 歳児 | 自分のしたいことや思いを言葉で表現しながら、友達と一緒に過ごす楽しさを感じる。 |
| 4 歳児 | 様々な人と関わるなかで、自分の思いや気持ちを相手に伝え、自他の思いに気付きながら一緒に遊ぶ楽しさを知る。 |
| 5 歳児 | 自分の思いを出しながら、相手の気持ちを理解し、目標に向かって取り組む中で、達成感や共に活動する喜びを味わう。 |

江東区の「就学前教育スタンダード」を取り入れ保育をします。

江東区就学前教育スタンダード

「就学前教育スタンダード」とは、小学校以降の学びにつながる「幼児期に必ず体験する内容」を示したものです。

就学前教育スタンダードは遊びや生活を通して体験していきます。

【健康な心と体】

のびのびと体を動かす

【自立心】

自分でよく考える

【協同性】

友達と遊ぶことを楽しむ

【道徳性・規範意識の芽生え】

相手の気持ちを考える

【社会生活との関わり】

「ありがとう」と言われる嬉しさを感じる

【思考力の芽生え】

十分に試したり工夫したりする

【自然との関わり・生命尊重】

自然にたっぷり触れる

【数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚】

数や文字などに関心をもつ

【言葉による伝え合い】

楽しく話したりよく聞いたりする

【豊かな感性と表現】

いろいろな表現を楽しむ

IV. ゆめの森保育園の一日

1. 1日の流れ

| 時 間 | 0 歳児 | 1～2 歳児 | 3～5 歳児 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 7:30 | 順次登園 健康観察 自由遊び | 順次登園 健康観察 自由遊び | 順次登園 健康観察 自由遊び |
| 9:30 | | 朝の活動 おやつ | 朝の活動 |
| 10:00 | | 戸外遊び・室内遊び | 戸外遊び・室内遊び |
| 10:45 | 離乳食・授乳 | | |
| 11:15 | 個々に応じた入眠 | | |
| 11:30 | | 昼食 | |
| 11:45 | ※0歳児クラスにおいての授乳・おむつ | | 昼食 |
| 12:00 | 交換・睡眠は、1人 | 昼寝 | |
| 12:30 | 1人の生活リズムに合わせています（登園前の朝の授乳時間を基本とする） | | 昼寝 |
| 14:45 | 離乳食・授乳 | | |
| 15:00 | | 目覚め | 目覚め |
| 15:30 | | おやつ | おやつ |
| 16:00 | | 自由遊び | 自由遊び |
| 17:00 | 順次降園 | 順次降園 | 順次降園 |
| 18:30 | | 延長保育 | 延長保育 |
| 19:30 | | 補食（1時間延長児） 夕食（2時間延長児） 1時間延長保育終了 | 補食（1時間延長児） 夕食（2時間延長児） 1時間延長保育終了 |
| 20:30 | | 2時間延長保育終了 | 2時間延長保育終了 |
| 閉 園 | | | |

※上記の生活の流れは目安であり、時期によっても異なります。

V. 保育園生活

1. 登園降園について

(登園時間と欠席等の連絡時間)

- ◇ 朝は9時15分までの登園にご協力ください。
- ◇ 欠席遅刻の連絡は、9時00分までにコドモンにしてください。9時を過ぎる時には、園に電話連絡をしてください。
- ◇ 連絡帳は、登園時までコドモンの『連絡』ページよりし、送信してください。
- ◇ 早朝の門の解錠は7時25分です。荷物整理を終わらせ「7時30分以降」にお子様をお預けください。7時30分までの間は、お子様と安全にお過ごしください。
- ◇ 保育標準時間の方はお迎えが18時30分を過ぎるときは必ず園に連絡をください。
- ◇ 保育短時間の方は朝の9時前、夕方は17時を過ぎるときは必ず園に連絡をください。

(その他登園降園について)

- ◇ 登園、降園の際は、コドモンにて時間を記録してください。
- ◇ 送迎の時間や勤務先、連絡先など変更の際には、必ずご連絡ください。
- ◇ 暴風雨、その他の災害の時は、早くお迎えをお願いすることがあります。
- ◇ 感染症の疑いがある場合は、登園を見合わせ、必ず受診してください。
- ◇ 毎朝必ず検温し、幼児組は園にある体温記入表に記入をしてください。

2. 登降園の方法の留意点

- ◇ 門、玄関扉の開閉は必ず保護者が、付近にいるお子さんの飛び出し、衝突には気をつけてください。また、必ず扉を閉めたことを確認してください。
- ◇ 送迎は原則として予め届け出をしている方がしてください。原則、高校生未満のお迎えは認められません。
- ◇ 送迎に代理の方が来られる場合は園に相談していただき、事前に「続柄」「氏名」をご連絡ください。
- ◇ お子様の引き取りを初めてされる方は、引き取りの際に「身分証明書」をご持参いただき、保育士への提示が必要となります。また、保護者からの事前連絡をお願いします。
- ◇ 朝の引き渡し、降園の引き取りの際には、必ず保育士に声をかけてください。

3. 保護者の入室を控えていただくとき

- ◇ 家族(同居人)が感染症にかかっている場合。玄関での対応となります。
- ◇ 園内で感染症が流行している期間における妊婦の方、その他疾患をお持ちの方の入室(園の判断によります)。

4. 送迎方法

(1) 基本的な方法

- ◇ 「徒歩」または「ベビーカー」で送り迎えをお願い致します。
- ◇ ベビーカーを利用の際は、必ず折り畳んで園所定の場所に整頓して置いてください。

(2) 自転車・車・タクシー等の利用

① 自転車

- ◇ 園に駐輪場はありません。ご使用は控えるようにお願いします。
- ◇ ご使用の際は、必ず道路交通法を守り車道には駐輪しないでください。子どもたちに危険の無いよう、園の壁に沿って停めるようご協力をお願いします。また、園で保管・管理することはできません。
- ◇ 乗り降りの際は、危険が伴います。お子様から目を離さないようにお願いします。

② 車

- ◇ 車での送迎は禁止です。園に駐車場はなく、車での送迎は他の送迎のお子さんの危険や近隣の方へ迷惑が生じます。

◇ 体調不良、その他の理由がある時は、お近くのコインパーキングをご利用ください。

③ タクシーなど

◇ その他、タクシー、バイクなどご使用の際は、事前に職員にご相談ください。

5. 私物管理について

- ◇ 基本的に園で指定されていない物は園に置いておくことはできません。お子さんが園に持ち込んでいないかもご確認してから登園してください。
- ◇ 保護者の私物(ベビーカー、その他)を園に置けるスペースは限られています。
- ◇ 園内への飲食物の持ち込みは厳禁です。 お子様がお口に食べ物を入れていないかも確認してください。※ アレルギー対応を必要とするお子さんのアレルギー反応の原因となりえます。

6. 登園降園の手順

(1) 登園時の手順

- 1) 玄関扉(深緑色)から園舎に入る。
- 2) コドモンで登園時間を記録する。
- 3) 子どもとクラスまで荷物を整理に行く。
- 4) 保育をしている部屋に行き、保育者に
- 5) 子どもの健康状態を伝えて子どもを預ける。
- 6) 必要な書類に記入をする(幼児組のみ体温の記録など)。
- 7) 退室する。

(2) 降園時の手順

- 1) 玄関扉(深緑色)から園舎に入る。
- 2) コドモンで降園時間を記録する。
- 3) クラスまで子どもの荷物を取りに行く。
- 4) 保育をしている部屋に行き子どもを引き取る。
- 5) 退室する。

(3) 延長の降園時の手順

※ 「降園時の手順」と同様です。

※ 延長利用の時間の判断はコドモンで記録した時間(降園時の手順2)となります。

7. 服装について

- ◇ 清潔でできるだけ薄着の習慣をつけましょう。
- ◇ 活動しやすいもの、脱ぎ着のしやすいものにしてください。
※ 歩けるようになりましたら、股下のスナップ付下着や服は、避けてください。
- ◇ 体操の時間がある日(2~5歳児[うさぎ~らいおん組])は、Tシャツ、動きやすいズボン(Gパン、スカートは避けてください)を着用してきてください。

(避けて頂きたいもの)

- ◇ 飾りの多い洋服、スカート、スカート付きスパッツ、つなぎのズボン、フード付きの上着、長い上着、ワンピース。
- ◇ 髪ゴムは飾りのないものにし、パッチン止めはやめてください。
- ◇ 外遊びに適した靴で、子どもが脱ぎ履きしやすい運動靴をご用意ください。

8. 生活習慣について

- ◇ 夜は早めに寝て早起きの習慣をつけてください。
- ◇ 朝の排便の習慣をつけてください。
- ◇ 園児や家庭内で感染症が発生したときはすぐに連絡してください。

9. 正課教室

- ◇ 体操の時間 週1回程度 (2歳児クラスから)

10. 持ち物

(1) 持ち物一覧

| 持ち物 | | 0歳児 クラス | 1歳児 クラス | 2歳児 クラス | 3歳児 クラス | 4歳児 クラス | 5歳児 クラス |
|---|--|------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------|
| 毎日 持つ て く る も の | 洋服上下・肌着 (各1枚) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 持ち手付きビニール袋：汚 れ物用 | 1~2枚 | 1~2枚 | 1~2枚 | 1~2枚 | 1枚 | 1枚 |
| | 水筒 (中身はお茶か水) 通年使用します | - | - | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 通園リュック | - | - | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 紙おむつ (後ろの部分に名 前を書いてください) | 4~5枚 | 4~5枚 | 4~5枚 | 必要で あれば | - | - |
| 園 に 置 い て お く も の | 洋服上下・肌着 | 2組 | 2組 | 2組 | 1~2組 | 1~2組 | 1~2組 |
| | 靴下 | 1足 | 1足 | 1足 | 1足 | 1足 | 1足 |
| | 持ち手付きビニール袋 | 3枚 | 3枚 | 3枚 | 3枚 | 3枚 | 3枚 |
| | 紙おむつ | 5枚以上 | 5枚以上 | 3~4枚 | 必要で あれば | - | - |
| | パンツ | - | - | 必要であ れば ^{※1} | 2~3枚 | 2~3枚 | 2~3枚 |
| | 上履き (1足) 上履き袋 | ★ | - | - | ○ | ○ | ○ |
| | 置き靴 (1足) (登園靴と同じでも可) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | カラー帽子 (園から貸し出し) | ★ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 敷布団 (園から貸し出し) | | ○ | ○ | - | - | - |
| | 布団シート (園から貸し出し) | ★ | ○ | ○ | - | - | - |
| | コット (園から貸し出し) | | - | - | ○ | ○ | ○ |
| | コットカバー | ★ | - | - | ○ | ○ | ○ |
| | (夏場) タオルケット：持参 (冬場) 毛布：持参 ^{※1} | ★ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (冬場) 外遊び用の上着 汚れても良いもの、動きやすい もの、フードなし等 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 週 末 | エコバック (コットカバー持ち帰り用) | - | - | - | ○ | ○ | ○ |

★…週末に持ち帰り，洗濯済みのものを月曜日にお持ちください。

※1 担任と要相談

※持ち物すべてに大きくはっきりとひらがなで名前をご記入ください。

(2) 持ち物について

① 水筒 (2・3・4・5 歳児クラス)



コップ付ではない、肩ひも付きの直接飲める水筒をご用意ください。
2歳児はストロータイプのものをお願いします。

② 通園リュック・エコバック (2・3・4・5 歳児クラス)



(リュック) 身支度の習慣をつけるため、リュックをご用意ください。子どもが扱える大きさとシンプルな機能の物をお願いします。
(エコバック) 週末にコートカバーや上着を子どもがに入れて持ち帰るのに使用します。

③ 上履き・上履き袋 (3・4・5 歳児クラス)



3・4・5 歳児クラスの部屋でのみ使用します。
靴下を履いた状態で、サイズを確認してください。定期的にサイズを見直してください。
バレエシューズや子どもが自分で容易に着脱できるかかとのある靴をご用意ください。

※持ち物すべてに大きくはっきりとひらがなで名前をご記入ください。

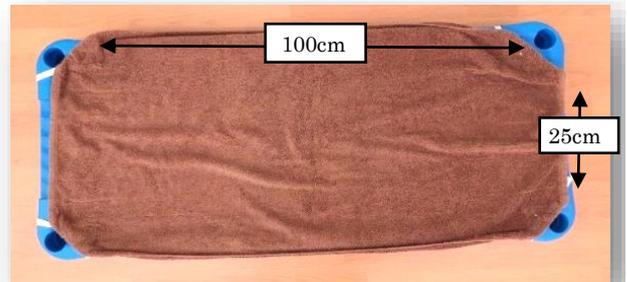
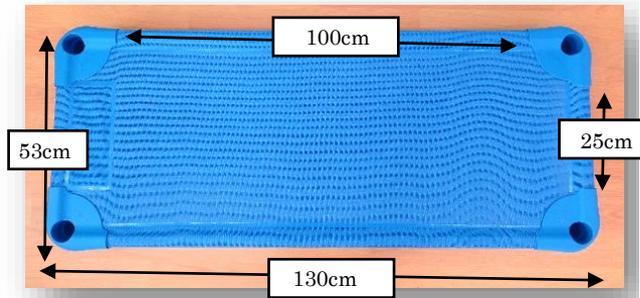
④ コットカバー（ベッドカバー）作成について（2・3・4・5歳児クラス）

コット（ベッド）にタオルケットを敷き、シーツとして使用します。寝ている最中にタオルケットがズレないように、タオルケットにゴムを縫い付けてください。

1) 完成写真

使用するコット（ベッド）

装着したコットカバー（ベッドカバー）



- ※ タオルケットはコット（ベッド）のサイズに概ね合った物をご使用ください。
- ※ コット（ベッド）の四方の穴がベッドカバーから出るようにしてください。
- ※ タオルケットは大人用のバスタオルでも代用可能です。

2) 作り方の POINT

- ① ゴムひも（約 40cm）を 4 本用意します。
- ② タオルケット（約 60×120cm）の四つ角を折ります。
- ③ タオルケットの角を折る際にゴムひもを挟み込みます。
- ④ タオルケットの角を縫い留める際に、ゴムひもも一緒に縫い留めます。



11. 保護者との連携

(1) 配布物・掲示物について

◇ 配布物

コドモンの配信機能により、手紙やお知らせを配信します。ご利用になれない方には職員より配布します。

※ 月の配布物：園だより、クラスだより、献立、給食だより、保健だより等

◇ 掲示物

園の玄関に「重要なお知らせ」「各クラスからのお知らせ」を適時掲示します。

1階廊下にて、地域、子育て、運営などに関する情報を適時掲示します。

(2) 年齢別の連携について

◇ 0～2歳児（ひよこ～うさぎ組）

コドモンの連絡帳にて、家庭と園での子どもの健康状態、生活リズム、生活の様子などの情報交換をします。

◇ 3～5歳児（ぺんぎん～らいおん組）

クラスの1日の様子をコドモンで配信し、園での子どもたちの姿や成長をお伝えします。担任に重要な連絡が必要な時は、適時保育コドモンの連絡帳にて、連絡を入れてください。

※ 3歳児～〔ぺんぎん組～〕は、家庭での言葉でのコミュニケーションを大切にするため、原則として連絡帳は使用しません。日々、お子様と園であったことなどを話してみてください。ご希望の方は、ご相談ください。

(3) その他連携について

◇ 保育見学、保育参観、保育参加、面談など

随時受付ています。必要な時は職員まで申し出てください。園が必要だと判断した時にはお願いすることもあります。

12. 家庭状況に変更があった時

家庭の状況に変更があったときは、速やかに園にお知らせください。

- 1) 住所、家族構成等、電話連絡の方法など
- 2) 緊急連絡先
- 3) 出産、育児休業
- 4) 氏や名が変わった時
- 5) 保護者の勤務先（部署異動も含む）、勤務の時間帯、労働時間、保険証番号など
- 6) 入園後に出産し、育児休業を取得する時
- 7) 転園、退園する時
- 8) 長期欠席する時

※下記表に該当するときは区役所への届出が必要になります。

| 変更内容 | | 添付書類 |
|-------------------------------------|------------------------|---|
| 区外へ引っ越しするとき (転出) | 現在通っている保育園等に引き続き通わない場合 | ① 利用解除届 (書式は保育入園係にあります) |
| | 現在通っている保育園等に引き続き通う場合 | ① 利用解除届 (書式は保育入園係にあります) |
| 離婚したとき | | ① 認定変更申請書兼届出事項変更届 ② ひとり親等世帯申立書 ③ 戸籍謄本の写し ④ 離婚の受理証明書の写し |
| 離婚調停を開始したとき | | ① 認定変更申請書兼届出事項変更届 ② ひとり親等世帯申立書 ③ 離婚調停を開始したことがわかる証明 (調整申立署, 裁判所からの呼出状等の写し) |
| 別居, 同居, 婚姻, その他 | | ① 必要な手続きは保育入園係にお問い合わせ |
| 氏または名が変更になったとき | | ① 認定変更申請書兼届出事項変更届 |
| その他家庭の事情が変更になったとき | | ① 保育入園係に直接お問い合わせ |
| 離婚して求職する場合 | | ① 認定変更申請書兼届出事項変更届 |
| 【外勤】転職した (する) 場合 | | ① 認定変更申請書兼届出事項変更届 ② 就労証明書 (区様式) |
| 【自営業】転職した (する) 場合 | | ① 認定変更申請書兼届出事項変更届 ② 就労証明書 (区様式) ③ 自営を証明する書類 |
| 妊娠が分かった場合で, <u>産休後育児休業を取得する場合</u> | | ① 育児休業 (延長) 承認書 |
| 妊娠が分かった場合で, <u>産休後育児休業を取得できない場合</u> | | ① 認定変更申請書兼届出事項変更届 ② 母子手帳 (表紙及び分娩予定日記載ページ) の写し ③ 出産事由変更届 |
| 退園するとき | | 利用解除届 (書式は保育入園係にあります) |
| 転園したいとき | | ※ 該当する年度の江東区の入園のしおりを参照してください |
| 休園するとき (子どもの病気, けが理由) | | ① 保育利用停止 (停止解除) 申請書 ② 保育園等に登園できないことが確認できる「医師の診断書」 |
| 就労することが決まった場合 | | ※ 「【外勤】転職した (する) 場合」と「【自営業】転職した (する) 場合」に準じます |

※上記詳細は「江東区保育園等 在園ハンドブック」を参照してください。

その他, 詳細は江東区保育課入園係にご確認ください。

EL : 03-3647-4934 / FAX : 03-3647-9290

13. 給食について

(1) 給食の目標

子どもたちが「食」に関心をもち、自分の体を自分で守る力をつけていくために、乳幼児期はその基礎を培うことが大切です。そして、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待し、以下の5つの子ども像の実現を目指します。

- ① お腹がすくリズムのもてる子ども
- ② 味がわかる子ども
- ③ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ④ 食事づくり，食事の準備にかかわる子ども
- ⑤ 食べ物を話題にする子ども



(2) 食育の内容

- ◇ 「5味・5色・5法」を用いた献立の作成。
- ◇ 添加物をなるべく使わず，薄味で素材の旨みを生かした手作りの給食とおやつ。
- ◇ 「早ね 早おき 朝ごはん」のススメ。
- ◇ 野菜の栽培・収穫 《3～5歳児 [ぺんぎん～らいおん組]》
- ◇ 調理体験・調理参加 《3～5歳児 [ぺんぎん～らいおん組]》
- ◇ 行事や季節に合わせて食事形態や献立を工夫し，食べることの楽しさや食文化への興味の芽を育てる。 (例)お楽しみメニュー・バイキング・行事食など

(1日のエネルギー目安) ※ おやつも含むエネルギー

1～2歳児 925 kcal (うち保育園 465 kcal・1日の50%)

3歳以上児 1275 kcal (うち保育園 575 kcal・1日の45%)

(参考：厚生労働省「日本人の食事摂取基準(2020)」)

栄養士が作成した献立に基づき，食事を提供しています。毎月の献立をご覧ください。

- ◇ 月の献立表を園だよりと一緒に配布しています。
- ◇ 毎日その日の献立と給食を玄関に掲示します。

| 0歳児～離乳完了 | 離乳完了後～2歳児クラス | 3・4・5歳児クラス |
|--|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ミルクと離乳食</div> <p>※ご家庭と連携をとりながら，一人ひとりの発達に合わせた離乳食。</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">午前：牛乳</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">昼：給食</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">午後：おやつ</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">昼：給食</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">午後：おやつ</div> |

14. 食物アレルギーについて

アレルギーのお子さんが増えています。食物アレルギーの中でも特に命に関わる危険性を持つのがアナフィラキシーショックと呼ばれる症状です。これは重度の食物アレルギーをもつお子さんが、原因の食物を口に入れたり触ったりする際に起こり得る症状で、呼吸困難等による死亡事故もある恐ろしいものです。そこで、食物のアレルギー症状が見られるお子さんについては、早期に病院にご相談し、園にお知らせください。園では、お子さんに合わせ可能な限り除去食の対応をさせていただきます。

※ 除去食の対応には医師の診断が必要です。保護者の方が自分だけで判断せず、医師と相談した上で園にお知らせください。

- ◇ 食物アレルギーのお子さまには除去食の対応をしていきます。
- ◇ 「保育所生活管理指導表」を医師に記入してもらい、ご提出ください。
- ◇ 入園時に保育士と栄養士と保護者との相談のうえ、対応を進めていきます。
- ◇ 保育園での給食提供は、他の子どもとトレーを別にし、席を離れたうえで、周囲の子どもたちにも知らせます。
- ◇ 翌月の「アレルギー献立」を保護者に確認していただき印を押して頂きます。

VI. ほけんについて

1. 持病について

お子様の既往歴をお伝えください。保育をしていく上で注意しなければならないことがありますしたら、必ずお知らせください。

(小児喘息・てんかん・熱性けいれん・脱臼・アレルギー・ヘルニアなど)

2. 体調不良のときは

「保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省, 2021)」、「結核感染症・通信 vol. 2(江東区保健所, R2)」「資料：感染症胃腸炎と対策「感染性胃腸炎の基礎知識、消毒薬の種類・用途」(江東区保健所, 2022. 1)」を参考にした内容を記載しますので、朝の健康観察や登園の目安にしてください。

| 症状 | 登園を控えるのが望ましい場合 | 保育が可能な場合 |
|----------|---|--|
| 発熱のときの対応 | <ul style="list-style-type: none"> 発熱期間と同日の回復期間が必要。 朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い。 24 時間以内に <u>38℃以上の熱</u>がでていた。 1 歳以下の乳児の場合、平熱より 1℃以上高い時 (38℃以上あるとき)。 解熱剤を服用している場合。 <p>※解熱剤を服用した場合や高熱で早退した翌日は、ご家庭でゆっくり過ごされることをおすすめします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <u>24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていない。</u> 食事や水分が摂れている。 発熱を伴う発疹がでていない。 排尿の回数が減っていない。 咳や鼻水を認めるが悪化していない。 |
| 下痢のときの対応 | <ul style="list-style-type: none"> 24 時間以内に水様便がある。 食事や水分を摂ると下痢をする。 下痢に伴い、体温がいつもより高めである。 朝、排尿がない。 機嫌が悪く、元気がない。 顔色が悪くぐったりしている。 | <ul style="list-style-type: none"> <u>感染の恐れがないと診断されたとき。</u> 24 時間以内に水様便がない。 食事、水分を摂っても下痢がない。 発熱が伴わない。 排尿がある。 |
| 嘔吐のときの対応 | <ul style="list-style-type: none"> 24 時間以内に嘔吐がある。 嘔吐に伴い、水分も欲しがらない。 機嫌が悪く、元気がない。 顔色が悪くぐったりしている。 | <ul style="list-style-type: none"> <u>感染の恐れがないと診断されたとき。</u> 最終嘔吐から 24 時間経過している。 発熱が見られない。 水分摂取ができ食欲がある。 機嫌がよく元気で、顔色も良い。 |
| 目の腫れの対応 | <ul style="list-style-type: none"> 目ヤニが出ている。 目の充血。 まぶたの腫れが見られ、その症状が持続している場合。 | <ul style="list-style-type: none"> <u>感染の恐れがないと診断されたとき。</u>  |

| | | |
|---------|---|---|
| 咳の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間しばしば咳のために起きる。 ・ゼイゼイ音やヒューヒュー音や呼吸困難がある。 ・呼吸が速い。 ・呼吸器症状（息苦しさ・呼吸困難）。 ・37.5℃以上熱を伴っている。 ・元気がなく機嫌が悪い。 ・食欲がなく朝食，水分が摂れない。 ・少し動いただけで咳が出る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・37.5℃以上の熱を伴っていない。 ・喘息や呼吸困難がない。 ・呼吸が速くない。 ・機嫌がよく，元気がある。 ・朝食や水分が摂れている。 |
| 発疹の時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・発熱とともに発疹があるとき。 ・感染症による発疹が疑われ，医師より登園を控えるよう指示されたとき。 ・口内炎のため食事や水分が摂れないとき。 ・患部を覆えないときや滲出液が多く他児への感染のおそれがあるとき，かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>感染のおそれがないと診断されたとき。</u> |
| その他の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・集団生活が送れない場合。 <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機嫌が悪い、睡眠がとれていない、食事がとれない等 | |

- 「いつもと様子が違う」体調不良のサインかもしれません。体調が悪い時は早めに病院を受診し，無理をしないようにしましょう。

3. 感染症について

※ 感染症の登園基準 P32 参照

(1) 感染症の罹患について

- ① 人から人へ移る感染症は，保育園において集団感染しやすく，注意が必要です。
- ② 感染症は，学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に書類やその出席停止時期が定められています。
- ③ 感染症にかかった場合は，医師の診断を受け，登園許可を得てから登園してください。
 - ◇ 感染症の疑いがある場合は，必ず医師の診断を受けてください。
 - ◇ 感染症と診断された場合は，必ず保育園にご連絡ください。
 - ◇ 感染症が完治して登園する際には，医師の証明がなければ登園できません。
 - ◇ 登園の際には，「意見書」を提出してください。

(2) 園での予防対策

下痢や嘔吐物，血がついた衣類シーツ類は感染拡大防止の為，洗わずにそのままお返しします。

保護者には掲示，配信で発症状況を伝え，子どもの健康状態の把握や二次感染予防の協力をお願いしています。

その他，感染症の原因となるウイルス，細菌等を園に「入れない」「広げない」対策を講じます。保護者の方にはその都度必要なお協力をお願いすることがあります。

4. 薬について

原則として、保育園では薬を飲ませたり、塗ったりすることは出来ません。



*****薬を処方していただくときは*****

- ① 病院を受診する際には「保育園に通っていること」を伝え、登園が可能か確認してください。
- ② 朝・夕2回の服用の薬にしてもらえるか相談してみてください。
- ③ 3回服用の場合は、朝・夕・就寝前と時間をずらすことが可能か相談してみてください。

やむを得ず薬を持参される場合は以下のことを守ってください。守られない場合は薬のお預かり、与薬はできません。

- ① 「与薬連絡票」「薬剤情報提供書(説明書)の写し」「処方薬」を一緒に保育士もしくは看護師に直接手渡し、使用方法などを口頭でも説明してください。
 - ※ 与薬は医師の指示に従うため、保護者の要望に必ずしも沿えるとは限りません。
 - ※ アレルギーに関する薬は「保育所生活管理指導票」も必要です。
- ② 薬は医療機関からの処方であること。
市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤、保湿クリームはお預かりできません。
病院の処方であっても解熱・鎮痛剤やその他頓用の薬はお預かりできません。
抗アレルギー薬など継続しての内服使用が必要な薬・エピペン[®]、頓用の熱性けいれん予防薬などに関してはご相談ください。
- ③ 1回分ずつ分けて持参する。水薬は、小さな容器に1回分を移して持参してください。
- ④ 薬の袋、容器（ふた、ケースの両方）に日付・園児名・クラス名を記入してください。
- ⑤ 吸入などの医療行為は、園では実施できないことになっております。
- ⑥ 気管支拡張剤などの貼布薬（テープタイプ）をご使用の場合は、園児名と日付を貼布薬に記入し登園時に保育士に使用箇所をお伝えください。
- ⑦ 予防接種は、お休みの日か降園後をお願いいたします。
(接種後は安静にして副作用の有無を観察してください)

※ 綴じ込みの、「与薬連絡票（保育園の書式）」の用紙をコピーしてご使用ください。

5. 保育園での健康管理

(1) 保護者との協力体制

- ◇ 毎日の登園時には、子どもの健康状態を保育者に口頭で伝えてください。保育中の健康状態は降園時に保育者からお伝えします。
- ◇ 保育中に発熱（37.5℃以上）、下痢、嘔吐、感染症の病気を疑うとき、または万一怪我をしたときなどは、ご連絡いたします。
- ◇ 保育中に38.0℃以上の発熱や著しい下痢、嘔吐、倦怠感、水分や食事が摂れない状態など、その他「保育所における感染症対策ガイドライン」に準じて緊急にお迎えを必要とする連絡をすることもありますのでご協力お願いします。
- ◇ 事故発生時の連絡や事故予防、薬などの確認、登降園時間に来ない時などは園から連絡をさせていただきます。
- ◇ 出張などで連絡先が変わる時には、登園時に必ずお知らせください。
- ◇ 保育園内での感染症、その他病気などの情報提供や健康に関する情報を保護者の方に発信します。

(2) 入園後の健康診断

保育園では嘱託医と連携しながら園児の健康管理をしています。

嘱託医による健診を行います。内科健診（年2回） 歯科健診（年2回）実施します。

(3) 感染予防

- ◇ 集団生活の場ですので各種感染予防のための措置を講じています。
- ◇ 予防接種の公的接種の利用についてご家庭のご協力をお願いします。
- ◇ 予防接種を受けた時は、担任にお知らせください。
- ◇ 保育室には、中学生以下のお子さんの入室はご遠慮ください。

(4) 乳幼児突然死症候群（SIDS）防止策

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群です（「乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドライン（第2版）」より引用）。

原因はよくわかっていませんが、その多くは1歳未満の乳児期に起きています。育児環境のなかに発生率を高める因子があることがわかっています。ご家庭でもあおむけ寝の習慣をつけましょう。

保育園では睡眠時に以下のことを取り組みます。

- ◇ 乳児を一人にしない
- ◇ 乳児の様子を定期的に観察する
- ◇ 枕は使わない
- ◇ 顔が見えるようにできるだけ仰向けに寝かせる
- ◇ 布団の周囲に危険なものを置かない等、気をつける

(5) アレルギー疾患への対応

- ◇ お子様のアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は、職員にお申し出ください。
- ◇ アレルギー（アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー、気管支喘息）に関する治療食、除去食、投薬は「保育所生活管理指導票」を提出していただき、医師の診断の下、個々に対応していきます。

6. 保育中のけがについて

軽傷のけがは、園で応急処置をしますが、病院で受診する場合は、保護者にすぐ連絡を入れ、医療機関を確認してから病院に行きます。

7. 感染症の登園基準

医師の「意見書」が必要な感染症

感染症の登園基準 1

厚生労働省「保育園における感染症対策ガイドライン」引用

| | 病名 | 潜伏期間 | 感染しやすい期間 | 主な症状 | 登園基準 | 医師の 許可証 | 保護者の 届け |
|----|----------------------|--------------------------------|---------------------|---|---|------------|------------|
| 1 | 麻疹（はしか） | 8～12日 | 発熱1日前～発疹出現後4日間 | 高熱・コプリック斑・咳・鼻水・結膜充血・発疹 [合併症]中耳炎・肺炎・熱性けいれん・脳炎 | 解熱した後3日を経過してから | 必要 | |
| 2 | 風疹（三日はしか） | 16～18日 | 発疹出現7日前～出現後7日間 | 発熱・発疹・リンパ節のはれ [合併症]関節炎・血小板減少性紫斑病・脳炎 | 発疹が消失するまで | 必要 | |
| 3 | 百日咳 | 7～10日 | 感染後約3週間 | 風邪症状・特有の咳発作 | 特有の咳が消失していること。又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること | 必要 | |
| 4 | インフルエンザ | 1～4日 | 発病前24時間～発症後3日程度 | 高熱全身倦怠感・関節痛・頭痛・咽頭痛・鼻汁 [合併症]肺炎・中耳炎・熱性けいれん・脳症 | 発症後最低5日間、かつ解熱後3日を経過してから（発症日及び解熱日は含まない） | 必要 | |
| 5 | 流行性耳下腺炎（おたふく） | 16～18日 | 発症3日前～耳下腺腫脹後4日間 | 発熱片側または両側の耳下腺の腫れ、痛み [合併症]無菌性髄膜炎・難聴（片側性） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること | 必要 | |
| 6 | 水痘（水ぼうそう） | 14～16日 | 発疹出現1～2日前からかさぶた形成まで | 微熱・全身発疹・かゆみ [合併症]皮膚の細菌性感染症・肺炎 | 全ての発疹がかさぶたになってから | 必要 | |
| 7 | 結核 | 3ヶ月～数年感染後2年以内特に6ヶ月以内に発症することが多い | — | 微熱・長く続く咳・血痰 [合併症]カリエス・脳症 | 感染のおそれがないと認められていること ※医師による感染の恐れがないと認められた場合、それ以降は、抗結核薬による治療中であっても登園可能 | 必要 | |
| 8 | 咽頭結膜熱（プール熱） | 2～14日 2～14日 | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 高熱・咽頭痛・結膜の充血目やに | 主な症状が消失して2日を経過してから | 必要 | |
| 9 | 流行性角結膜炎（はやり目） | 2～14日 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 流涙・結膜充血・眼脂・リンパ節の腫れ・痛み | 感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから | 必要 | |
| 10 | 急性出血性結膜炎 | 24時間 又は2～3日 | — | 強い目の痛み、目の結膜の充血、結膜下出血。また、目やに、角膜の混濁 | 医師において、感染の恐れがないと認められている事 | 必要 | |
| 11 | 腸管出血性大腸菌感染症（O-157等） | 3～4日 | — | 激しい腹痛・水様便・血便・発熱 [合併症]溶血性尿毒症症候群・脳症 | 医師において、感染の恐れがないと認められていること | 必要 | |
| 12 | 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） | 4日以内 | — | 発熱、頭痛、嘔吐 | 医師において、感染の恐れがないと認められていること | 必要 | |
| 13 | 新型コロナウイルス感染症 | — | — | 発熱、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）、頭痛、倦怠感等、消化器症状、鼻汁、味覚・嗅覚異常などの症状があるが、無症状の場合もある | 医師において、感染の恐れがないと認められていること | 必要 | |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、医師の「登園届」を保育園に提出してください。

医師の診断を受け、保護者の「登園届」が必要な感染症

感染症の登園基準 2

| | 病名 | 潜伏期間 | 感染しやすい期間 | 主な症状 | 登園基準 | 医師の許可証 | 保護者の届け |
|----|------------------------------|-----------------------------|---------------------------|--|--|--------|--------|
| 13 | ヘルパンギーナ | 3～6日 | 急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出） | 高熱・咽頭痛・口腔内に水疱疹・潰瘍 [合併症]髄膜炎 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること | / | 必要 |
| 14 | 手足口病 | 3～6日 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 水疱性の発疹（手掌・足裏等）微熱・口内炎 [合併症]脳炎・髄膜炎・心筋炎 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること | / | 必要 |
| 15 | 溶連菌感染症 | 2～5日 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 発熱・咽頭痛・発疹・嘔吐 [合併症]リウマチ熱・急性糸球体腎炎 | 抗菌薬内服後24～48時間経過してから（ただし治療の継続は必要） | / | 必要 |
| 16 | マイコプラズマ肺炎 | 14～21日 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 咳・発熱 | 発熱や激しい咳が治まってから | / | 必要 |
| 17 | ウイルス性胃腸炎 （ロタ・ノロ・アデノウイルス等） | 12～48時間 （ノロ） 1～3日（ロタ） | 症状のある間と、症状消失後1週間 | 下痢・嘔吐・発熱 [合併症]けいれん・肝炎・まれに脳症 | 嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事ができるようにってから | / | 必要 |
| 18 | RSウイルス感染症 | 4～6日 | 呼吸症状のある間 | 発熱・鼻水・咳・喘鳴・呼吸困難（低年齢ほど重篤化しやすい） [合併症]気管支炎・肺炎 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなってから | / | 必要 |
| 19 | 帯状疱疹 | 不定 | 水疱を形成している間 | 軽度の痛みや違和感、かゆみ、その後多数の水ぶくれが集まり、紅斑となる。日が経つと膿疱や血疱、びらんになることもある。通常1週間でかさぶたになり、治癒する | 全ての発疹が、かさぶたになっていること | / | 必要 |
| 20 | 突発性発疹 | 9～10日 | — | 高熱・解熱と同時に発疹・軟便 [合併症]熱性けいれん・脳炎・肝炎 | 解熱し、機嫌が良く、全身状態がいいこと | / | 必要 |
| 21 | 伝染性紅斑（りんご病） | 4～14日 | 発疹出現前の1週間 | 発熱・頬が赤くなる・手足の紅斑 [合併症]関節炎・容血性貧血・紫斑病 | 全身状態が良くなってから（発疹が出現したころにはすでに感染力は低下している） | / | 必要 |

意見書・登園届の必要ではないもの

(但し、感染力があるので、保育園に連絡をお願いします)

| | 病名 | 潜伏期間 | 感染しやすい期間 | 主な症状 | 登園基準 | 医師の許可証 | 保護者の届け |
|----|-------------|--------|----------------|------------------------------|---|--------|--------|
| 22 | 伝染性膿痂疹（とびひ） | 2～10日 | 効果的治療開始後24時間まで | 湿疹や虫刺され跡のただれ・水泡病変・痒み | 診察を受けて、病変部をガーゼで覆うこと | | |
| 23 | 伝染性軟属腫（水いぼ） | 2～7週間 | 不明 | 半球状丘疹 | 診察を受けていること（掻き壊し傷から浸出液が出ているときはガーゼ等で覆うこと） | | |
| 24 | アタマジラミ | 10～30日 | 卵、幼虫、成虫がなくなるまで | 頭のかゆみ・不快感・髪に卵の付着 (多くは無症状) | 診察を受けて治療を開始していること | | |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

感染症についてはかかりつけ医の診断に従い、必要に応じて医師の「意見書」や保護者の「登園届」の提出をお願いします。

保育園での集団生活に適応できる状態に回復してからの登園であるよう、ご配慮ください。

VII. 個人情報の保護

1. 個人情報の取り扱いについて

ゆめの森保育園では、「社会福祉法人三樹会 個人情報保護規定」に基づいて個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。個人情報の取り扱いにあたっては利用目的を特定して予め保護者の同意を得ます。利用目的を変更する時はあらかじめ保護者の同意を得てから行います。

園行事で、映した動画や写真の取り扱いはご配慮いただき、SNS などへの使用は避けてください。

「社会福祉法人三樹会 ゆめの森保育園における個人情報保護について」

※ P36・37 参照

2. その他

(1) 保護者間の個人情報の使用について

保護者同士で情報を交換する場合は目的を明確にし、事故のないようご注意ください。名簿作成やアドレス等の交換については保護者間の同意を得てください。

(2) 保護者間の個人情報の適正な管理

自身の子以外のお子さまの情報や写真、行事等の写真やビデオを該当する保護者の同意を得ずに SNS 等に掲載しないでください。

3. 人権尊重

- ◇ 児童憲章，児童福祉法に基づき，個々を尊重しながら保育を展開していきます。
- ◇ こどもの身体的苦痛や人格を辱めることがないよう保育を実施いたします。



社会福祉法人三樹会 ゆめの森保育園における個人情報保護について

社会福祉法人三樹会ならびにゆめの森保育園は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取扱いについて『個人情報の保護に関する法律』（以下『個人情報保護法』と呼ぶ）及び関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

<基本理念>

1 ゆめの森保育園（以下「当園という」）では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

<個人情報の利用目的>

2 当園では、保護者より口頭もしくは文書により提出を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通し得た個人情報を『児童福祉法』及び厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

3 監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集など、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。

4 利用目的

- ① 園児の保育サービス事業を提供していくうえで必要なため
- ② 園児に関わる保育計画等の立案や円滑な保育サービスを提供していくために実施する職員会議等への情報提供のため
- ③ 保育内容の質を向上させていくための会議等において個々の情報を必要とするため
- ④ 公的機関、医療機関等との連絡調整や嘱託医の意見を求める必要がある場合
- ⑤ 園児の健康状況、生活状況を把握し健康、安全な生活ができる環境を提供するため
- ⑥ 乳幼児などの保育に関する相談に対し、助言、指導が必要な際の情報提供のため
- ⑦ 園児の安全かつ発育、発達に即した食事提供のため
- ⑧ 会計・経理等保育園の管理運営上必要な場合
- ⑨ 園のホームページ及びパンフレット掲載、写真販売の写真使用（施設利用期間に準じない）
- ⑩ その他のサービスの提供及び広報活動で必要な場合（施設利用期間に準じない）
- ⑪ 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合（卒園後も含む）
- ⑫ 転園先または兄弟姉妹が在籍する小学校や他の特定保育・保育施設等との連絡調整や地域子ども子育て支援事業者等を行う者、その他の機関（警察、児童相談所等）から子どもに関する情報を求められた場合

<収集する個人情報の種類>

5 当園では園児を保育するにあたり、児童票・家庭調査票・健康診断記録（票）・緊急連絡調査票・勤務証明書など必要最低限の情報は収集させていただきます。

6 個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

<個人情報の第三者への提供の制限>

7 当園では『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号の該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

- 8 ① 法令に基づく場合（統計調査・「保育所児童保育要録」等）
 - ② 人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合（事故の際の安否情報など）
 - ③ 公衆衛生の向上または園児の健全な育成の推進の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合（児童虐待情報など）
 - ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（犯罪捜査の協力等）

<個人情報の管理>

9 当園は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つように努めるとともに、漏洩滅失、または毀損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失った個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実に速やかに消去するものとします。

<個人情報の開示・訂正・利用停止・消去>

10 当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。

なお、苦情についても適正に対応します。

11 開示には、本人(保護者)確認させていただきます。

<個人情報の開示の範囲>

12 当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合は、非開示とします。

<個人情報の使用>

13 当園は、当園発行のパンフレット、ホームページなどへの個人情報の使用に際しましては、掲載されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、使用制限の申し出があった時は、合法的な方法、範囲で対応を行います。

<個人情報の保護の安全管理措置>

14 お預かりした個人情報は、当園の規定に沿って全職員に周知徹底し、安全に管理するよう努めております。職員やその関係者は、職務上知りえた個人情報に対して、就業中はもとより離職後も含め守秘義務を厳守致します。

<個人情報保護体制の継続的改善>

15 当園は、この「ゆめの森保育園における個人情報保護方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

<附則>

この方針は2018年4月1日より実施します。

この方針は2019年4月1日より実施します。

この方針は2021年4月1日より実施します。

社会福祉法人三樹会 ゆめの森保育園バス乗車について

社会福祉法人三樹会 ゆめの森保育園は、遠足及び保育中の移動等で、ミルキーウェイ園バス又は、レンタルバス・車に乗る場合があります。(保険加入済)

乗車の際は、保護者の方の同意が必要となります。

乗車に同意されない場合は、園内保育となりますのでご了承下さい。

Ⅵ. ご意見・ご相談・ご要望対応窓口の設置

乳幼児期は人間として育つ最も大切な時期です。この人格形成の大切な時期を家庭と保育者が身体関係を確立して、共に育児を進めていくことが大切です。

保育園では保護者からのご意見・ご相談・ご要望を受け付けていますので、何かございましたら、保育園にご相談ください。また、速やかな解決に社会性や客観性を確保し、保護者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために、第三者委員を設置しています。

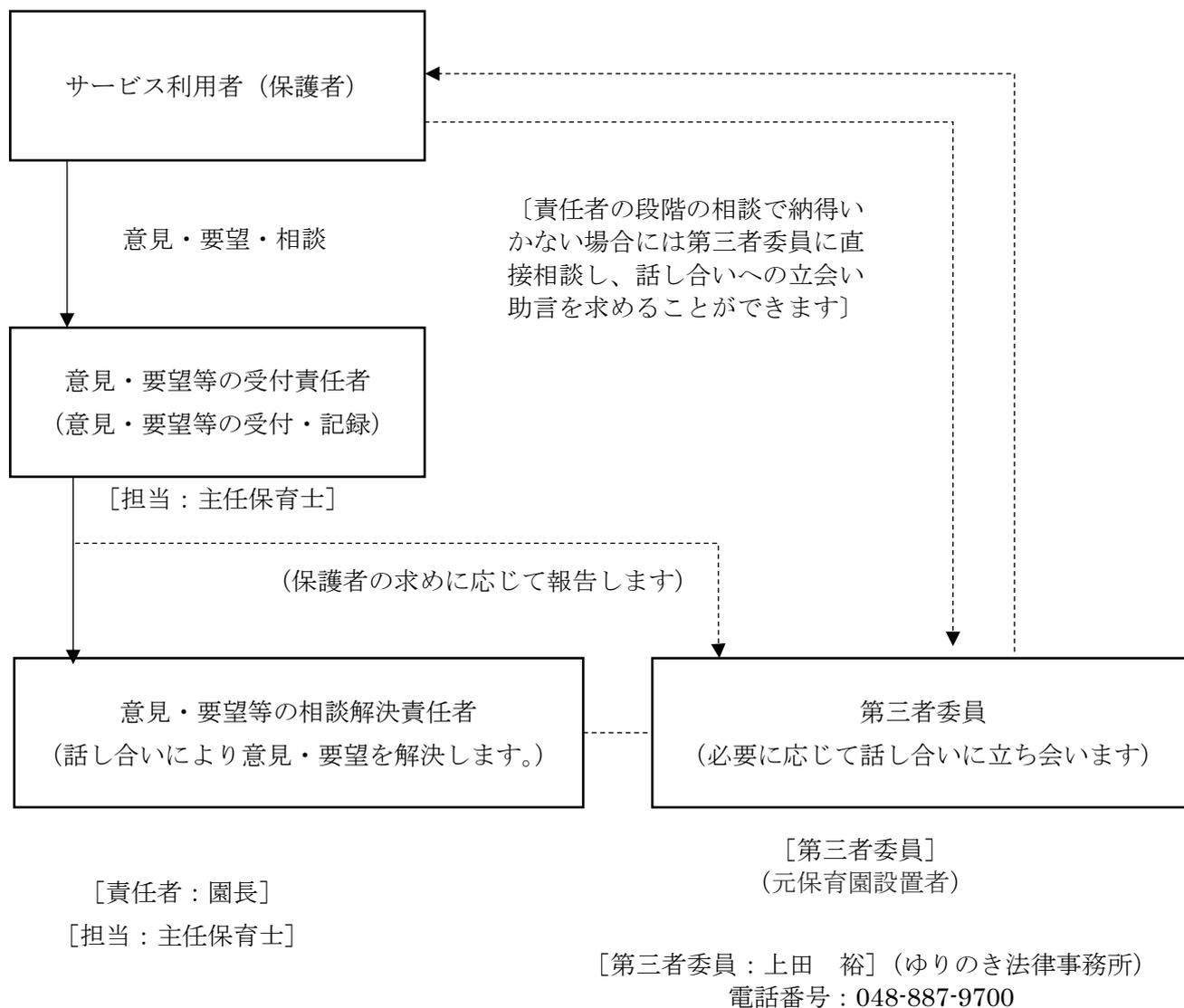


図. ご意見・ご相談・ご要望対応窓口連絡先チャート

江東区保育運営指導係
電話：03-3647-9503

プライバシーを守るために

- ◆保護者の電話番号等、個人情報には公開していません。
- ◆第三者の方による保育の状況、そして、保護者やご家庭についての問い合わせには応じません。